

収入
印紙

工事請負契約書

ないとき、(2)工程表より著しく工事が遅れ、工期内または期限後相当期間内に乙が工事を完成する見込みがないと認められるとき、(3)乙が第3条の規定に違反したとき、(4)その他乙がこの契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと認められるときのいずれかの場合には、契約を解除することができるものとし、乙に損害の賠償を求めることができる。契約解除のときは、工事の出来形部分は甲の所有とし、甲乙協議のうえ清算する。

第17条 (乙の中止または解除権) 甲が前払金または部分払の支払を遅延し、乙において相当の期間を定めて催告しても、なおその支払がないときは、乙は工事を中止することができる。乙は、(1)甲の責に帰すべき事由による工事の遅延または中止期間が、工期の3分の1以上または2月以上になったとき、(2)甲が工事内容を著しく減少したため、請負代金が3分の2以上減少したとき、(3)甲がこの契約に違反し、その違反によって契約の履行ができなくなったと認められるとき、(4)甲が請負代金の支払能力を欠くことが明らかとなったときのいずれかの場合には、契約を解除することができるものとし、甲に損害の賠償を求めることができる。契約解除のときは、工事の出来形部分は甲の所有とし、甲乙協議のうえ清算する。

第18条 (紛争の解決) この契約について紛争を生じたときは、建設業法に定める建設工事紛争審査会に対し当事者双方または一方からあつせん、調停または仲裁を申請する。この場合、紛争解決のために要する費用は、当事者間に負担する。ただし、当事者間の合意によらないで、その一方からあつせんまたは調停を申請した場合は、申請をした者がこれを負担する。

第19条 (補足) この契約書に定めてない事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ定めることとする。

以上この契約の証として本書 通を作成し、各自記名押印のうえ、各1通を保有する。

年 月 日

住所
甲(注文者)
氏名

住所 岐阜県養老郡養老町飯田798-1
有限会社 ピュアホーム
乙(請負者) 代表取締役 堀 行夫
氏名

住所
丙(監理技師)
氏名

注文者 (以下甲という)

請負者 (以下乙という)

監理技師 (以下丙という)として
(これをおく場合に限り記載する)

この契約書(約款含む)と添付の図面 枚、仕様書 冊とによって工事請負契約を締結します。

1. 工事

2. 工事場所

3. 工期 着手 年 月 日
完成 年 月 日

4. 請負代金額 金
うち工事価格 金
(取引に係る消費税額を除く)
取引に係る消費税額 金

5. 支払方法 この契約成立のとき 金
部分払 { 第1回 金
第2回 金
完成引渡しのとき 金

6. 検査の時期 および方法 約款の定めによる

7. 引渡時期 検査合格後 日以内

8. 履行遅滞違約金 約款の定めによる